

一宮市プロモーション動画制作業務委託事業者選定要領

1 目的

本要領は、「一宮市プロモーション動画制作業務」の委託事業者（以下「委託事業者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 評価委員会

- (1) 委託事業者は、評価委員会の評価に基づき決定する。
- (2) 評価委員会の委員は、総合政策部、財務部、市民健康部、福祉部、子ども家庭部、活力創造部、まちづくり部、教育部の小学生以下の子がいる職員のうち、各部長の指名を受けた者とする。

3 選考

- (1) 提出された企画提案書及びプレゼンテーションについて、別紙「評価基準」に基づき、評価委員が評価を行い、各委員の評価点の合計で最高得点の者を選定する。
- (2) 最高得点の者が2者以上いた場合は、見積金額の低い者を選定する。

4 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項についてはその都度定める。

評価基準

評点項目	観 点	配点	基 準
1. 趣旨の理解度	仕様書をよく理解した提案か。	10	10：良く理解している 5：おおよそ理解している 0：あまり理解していない
2. インパクト	見た者の印象に残るようなインパクトのある提案か。	20	20：大変インパクトがある 10：インパクトがある 0：よくある提案
3. テーマ性、表現力	印象に残るテーマ性があり、一宮市の魅力・特性を表せているか。	20	20：魅力・特性を十分に表せており、とても印象に残る 10：魅力・特性を表せており、印象に残る 0：魅力・特性を表せておらず、印象に残らない
4. 独創性	他に類をみないような、独創的な提案か。	20	20：大変独創的である 10：独創的である 0：よくある提案
5. ターゲットとの親和性	ターゲットに訴求力の高い内容か。	20	20：とても大きな影響・訴求力がある 10：普通 0：影響・訴求力はない
6. 仕様外の提案	仕様書に記載した内容以外で、効果的な提案はあるか。	10	10：大変効果的と思える提案がある 5：普通 0：仕様外の提案はない